別記　要求書

一、退職手當ヲ制定セラレタシ（一年未満十四日分以上、一年ヲ増ス度ニ宛加算ノコト）
一、即時日給値上ノコト（一円以下二十銭、二円以下十銭、三円以下五銭）
一、支拂日ヲ十四日、晦日トスルコト、メーデーハ公休ノコト
一、一年二回ノ昇給ヲスルコト（但シ一人五銭以上）
一、臨時工ヲ即時本雇ニスルコト　一、一年二回ノ賞与ヲ定メラレタシ（日給十日分以上）
一、年二回従業員ニ對シ慰安会ヲ催スコト
一、皆勤賞与ハ半箇年ニ付一日分以上、　一、公休日出勤ハ五割増ノコト
一、四大節ハ公休ニセラレタシ（但シ日給全額支給ノコト）
一、浴場ヲ設置セラレタシ　一、健康保険金ハ会社ニ於テ一時立替ノコト
一、予備、後備及簡閲点呼召集ハ日給全額支拂ノコト
一、労働組合ヲ公認セラレタシ
一、飯田、小山両名ハ工場内ノ平和ヲ乱スモノト認メ即時解雇セラレタシ
一、工場内ノ諸事変更ニ付テハ組合員ノ代表ト協議ノ上定メラレタシ
右十七ヶ条御承認相成度伏願申上候

昭和四年三月三十日

従業員一同

水垣合資會社御中